

一、最新中国法令

● 国务院 2017 年立法工作计划

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2017〕23 号
【发布日期】2017-02-27
【内容提要】该计划涉及交通运输的内容包括：

一、全面深化改革急需的项目
<ul style="list-style-type: none">▪ 税收征收管理法（修订）（税务总局、财政部起草）▪ 出口管制法（商务部起草）▪ 烟叶税法（财政部、税务总局起草）▪ 住房公积金管理条例（修订）（住房城乡建设部起草）▪ 建设项目环境保护管理条例（修订）（环境保护部起草）▪ 无证无照经营查处办法（工商总局起草）▪ 外国人永久居留管理条例（公安部起草）▪ 失业保险条例（修订）（人力资源社会保障部起草）▪ 研究推进统一内外资法律法规，以及为了推进简政放权、放管结合、外商投资国家安全审查等方面改革涉及的立法项目。
二、力争年内完成的项目
<ul style="list-style-type: none">▪ 制定快递条例（交通运输部、邮政局起草）▪ 修订食品安全法实施条例（食品药品监管总局起草）▪ 修订互联网信息服务管理办法（网信办起草）▪ 修订报废汽车回收管理办法（商务部起草）

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/20/content_5178909.htm

● 关于新形势下加强打击侵犯知识产权和制售假冒伪劣商品工作的意见

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2017〕14 号
【发布日期】2017-03-22
【内容提要】该意见提出：

强化重点领域集中整治
<ul style="list-style-type: none">▪ 以关系生命健康、财产安全和环境保护的商品以及知识产权领域的突出问题为重点，定期组织开展专项整治，严厉打击侵权假冒违法犯罪行为。▪ 完善以随机抽查为重点的日常监督检查制度，强化对互联网等侵权假冒高发多发领域

一、最新中国法令

● 国务院 2017 年立法作业计划

【发布機関】国务院办公厅
【发布番号】国办发〔2017〕23 号
【发布日期】2017-02-27
【概要】本计划において交通運輸に係るものには、以下の内容が含まれる。

一、改革の全面的推進が急務の事項
<ul style="list-style-type: none">▪ 税收征收管理法（改正）（税務総局、財政部が担当）▪ 輸出規制法（商務部が担当）▪ たばこ税法（財政部、税務総局が担当）▪ 住宅積立金管理条例（改正）（住宅都市部建設部が担当）▪ 建設プロジェクト環境保護管理条例（改正）（環境保護部が担当）▪ 無許可経営取締り法（工商総局が担当）▪ 外国人永久居留管理条例（公安部が担当）▪ 失業保険条例（改正）（人的資源社会保障部が担当）▪ 内資・外資法律法規の統一、及び行政簡素化・下部への権限委譲、管理と緩和の結合、外商投資国家安全審査などの方面の改革推進に関わる立法事業を研究し推進して行く。
二、年内の完成を目指す事項
<ul style="list-style-type: none">▪ 宅配便条例の制定（交通運輸部、郵政局が担当）▪ 食品安全法实施条例の改正（食品薬品監督管理総局が担当）▪ インターネット情報サービス管理法の改正（インターネットセキュリティー・情報化指導チーム事務局が担当）▪ 廃自動車回収管理法の改正（商務部が担当）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/20/content_5178909.htm

● 新情勢下において知的財産権侵害及び模倣粗悪品製造・販売の撲滅作業を強化することに関する意見

【发布機関】国务院
【发布番号】国办发〔2017〕14 号
【发布日期】2017-03-22
【概要】本意見では以下の通り提起している。

重点分野における集中的取締りを強化する
<ul style="list-style-type: none">▪ 生命・健康、財産の安全及び環境保護に関わる商品及び知的財産権分野で目立つ問題を重点の対象として、定期的に個別取締りを展開し、権利侵害・模倣の違法犯罪行為を厳しく撲滅する。▪ 無作為抽出検査を重点項目とした日常監督検査制度を整備し、インターネットなどの権利侵害・

和地区的监管。
加快法规和标准制修订
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 推动制修订著作权法、专利法、反不正当竞争法以及电子商务、商业秘密保护等方面的法律法规，研究修订知识产权海关保护条例等。 ▪ 推动修订完善刑法或相关司法解释有关知识产权犯罪的条款，加大处罚力度，完善定罪量刑标准，加强刑法与其他法律之间的有效衔接。 ▪ 制定防止滥用知识产权的反垄断执法指南。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content_5179592.htm

● **企业投资项目核准和备案管理办法**

- 【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】国家发展和改革委员会令 第 2 号
【发布日期】2017-03-08
【实施日期】2017-04-08
【内容提要】根据该办法：
- 企业投资项目，是指企业在中国境内投资建设的固定资产投资项 目，包括企业使用自己筹措资金的项目，以及使用自己筹措的资金并申请使用政府投资补助或贷款贴息等的项目。
 - 对关系国家安全、涉及全国重大生产力布局、战略性资源开发和重大公共利益等项目，实行核准管理；其他项目实行备案管理。
 - 实行核准管理的具体项目范围以及核准机关、核准权限，由国务院颁布的《政府核准的投资项目目录》（目前适用的是 2016 版本）确定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201703/t20170322_841714.html

● **关于配合开展危险化学品安全综合治理的通知**

- 【发布单位】国土资源部办公厅
【发布文号】国土资厅函〔2017〕249 号
【发布日期】2017-03-20
【内容提要】该通知从全面摸排危险化学品安全风险、依法推动落实主体责任等四方面明确了主要工作内容。其中包括：

模倣行為の発生率が高く、多発している分野と地区に対する監督管理を強化する。
法規及び基準の制定・改正を急ぐ
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 著作権法、特許法、不正競争防止法及び電子商取引、商業秘密保護などの方面の法律法規の制定・改正を推し進め、知的財産権税関保護条例などの改正を研究する。 ▪ 刑法又は係る司法解釈の知的財産権犯罪に関する条項の改正と整備を推し進め、処罰の度合いを強化し、罪の確定及び刑の量定基準を整備し、刑法と他の法律との間の整合性を強化する。 ▪ 知的財産権濫用防止の独占禁止法執行手引を制定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content_5179592.htm

● **企業投資プロジェクトの認可・届出管理弁法**

- 【発布機関】国家發展改革委員會
【発布番号】国家發展改革委員會令 第 2 号
【発布日】2017-03-08
【実施日】2017-04-08
【概要】本弁法によると、以下の通りである。
- 企業投資プロジェクトとは、企業が中国国内で投資し建設する固定資産投資プロジェクトを指し、これには企業が自社調達資金を利用して行うプロジェクト、及び自己調達資金を利用する同時に、政府の投資補助金若しくは融資利子補給なども申請のうえ利用して行うプロジェクトが含まれる。
 - 国の安全に関わるプロジェクト、全国の重大生産力の配置に関わるプロジェクト、戦略的資源の開発と重大公共利益などに関わるプロジェクトについては、認可管理を実施する。その他のプロジェクトは届出管理を実施する。
 - 認可管理を実施する具体的プロジェクトの範囲及び認可機関、認可権限は國務院が公布した「政府認可の投資プロジェクト目録」（現時点では 2016 年度版を適用）により確定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201703/t20170322_841714.html

● **危險化学品安全總合整備に協力し実施することに関する通知**

- 【発布機関】国土資源部弁公庁
【発布番号】国土資庁函〔2017〕249 号
【発布日】2017-03-20
【概要】本通知では、危險化学品の安全リスクを全面的に捜査し、法に依拠し主体责任を果たすなどの 4 つの方面から主な作業内容を

- 摸排危化生产、储存、运输和废弃处置各环节安全风险，建立安全风险分布档案。
- 加强危险化学品重大危险源管控。
- 制定城区企业关停并转、退城入园的综合性支持政策，推进人口密集区危化生产企业搬迁工作。
- 加强危化生产项目用地规划的符合性审查，严格执行防护距离要求。
- 严格安全准入，对涉及“两重点一重大”重点监管的危险化工工艺、重点监管的危险化学品和危险化学品重大危险源的危化建设项目实行联合审查制度。
- 禁止在化工园区外新建、扩建危化生产项目。
- 加强企业安全生产诚信体系建设，对列入黑名单的企业在政府土地供应等方面予以禁止或限制。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://g.mlr.gov.cn/gkml_9184/201703/t20170321_1445185.htm

● 关于清理规范一批行政事业性收费有关政策的通知

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会
 【发布文号】财税〔2017〕20号
 【发布日期】2017-03-15
 【实施日期】2017-03-15
 【内容提要】自2017年04月01日起，取消或停征41项中央设立的行政事业性收费，将商标注册收费标准降低50%。其中，取消或停征的涉企行政事业性收费共计35项，列举部分如下。

- 非刑事案件财物价格鉴定费
- 机动车抵押登记费
- 环境监测服务费
- 房屋转让手续费
- 登记费（含进口废物环境保护审查登记费、化学品进口登记费）

ついて明確にしている。具体的には以下が含まれる。

- 危険化学品の生産、貯蔵、輸送及び廃棄処分などの各段階における安全リスクを全面的に捜査し、安全リスク分布ファイルを作成する。
- 危険化学品の重大危険源の管理・コントロールを強化する。
- 市街地内企業の操業停止・移転、市街地から撤退し園区内へ入居する際の総合的支援政策を制定し、人口が集中している区域に存在する危険化学品生産企業の移転作業を推進する。
- 危険化学品生産プロジェクト用地計画への適合性審査を強化し、防護距離要求を厳格に実施する。
- 参入時の安全性チェックを厳格に行い、「二つの重点監督管理項目・一つの重大危険源」（重点的に監督管理を行う危険化学工業工程、重点的に監督管理を行う危険化学品及び危険化学品建設プロジェクトに対して、共同審査制度を実施する。
- 化学工業園區外に危険化学品生産プロジェクトを新設又は増設することを禁止する。
- 企業の安全生産信用体制の構築を強化し、ブラックリスト内の企業に対しては政府による土地供給などの方面で禁止措置又は制限措置を講じる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://g.mlr.gov.cn/gkml_9184/201703/t20170321_1445185.htm

● 一部行政事業性費用の見直し・規範化関連政策に関する通知

【発布機関】財政部、国家發展改革委員會
 【発布番号】財稅〔2017〕20号
 【発布日】2017-03-15
 【実施日】2017-03-15
 【概要】2017年4月1日から、41項目の中央政府が設けた行政事業性費用を廃止し、商標登録費用の徴収基準を50%引き下げる。このうち、徴収を廃止又は停止する企業に関わる行政事業性費用は合計で35項目あるが、その一部を以下の通り列举している。

- 非刑事案件財物の価格鑑定費用
- 原動機付き車両抵当権設定登記費用
- 環境測定サービス費用
- 家屋譲渡手数料
- 登記費用（輸入廃棄物環境保護審査登記費用、化学品輸入登記費用を含む）

- 卫生检测费
- 出入境检验检疫费
- 产品质量监督检验费（含工业产品生产许可证发证检验费，不含按经营服务性收费管理的自愿委托检验费）
- 检验费（含药品检验费、医疗器械产品检验费）
- 计算机软件著作权登记费

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/bgtZaiXianFuWu_1_1_11/mlqd/201703/t20170323_2563261.html

- 衛生検出測定費用
- 出入国検査検疫費用
- 製品品質監督検査費用（工業製品生産許可証発行検査費用を含む。経営サービス費用で管理される任意の検査委託費用は含まない）
- 検査費用（薬品検査費用、医療器械製品検査費用を含む）
- コンピューターソフトウェア著作権登記費用

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/bgtZaiXianFuWu_1_1_11/mlqd/201703/t20170323_2563261.html

● 上海市安全生产“十三五”规划（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅
 【发布文号】沪府办发〔2017〕13号
 【发布日期】2017-01-24
 【实施日期】2016—2020
 【内容提要】该规划提出：

<p>深入推进安全生产领域改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 完善上海市危险化学品区域化目录清单管理制度，适时调整《上海市禁止、限制和控制危险化学品目录》。 ▪ 推进危险化学品企业的多证合一。 ▪ 加强危险化学品监管信息属地报告、过程记录、可追溯管理。
<p>加强重点行业（领域）监管</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路交通。强化道路运输企业安全主体责任，规范道路运输企业生产经营行为。 ▪ 危险化学品。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 严格实施危险化学品企业调整升级和总量控制。 ➢ 推动工业园区外危险化学品使用企业“进区入园”。 ➢ 建立危险化学品行业区域风险评估和预警常态化机制。 ➢ 加大危险化学品行业电子标签、物联网等新技术应用力度，推广危险化学品流动流向信息监控系统运用。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shsafety.gov.cn/wcm.files/upload/CMS_AJJ/201702/201702091020057.pdf

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 上海市安全生产「第13次五年」計画（上海）

【发布機關】上海市人民政府办公厅
 【发布番号】滬府弁発〔2017〕13号
 【発布日】2017-01-24
 【実施日】2016—2020
 【概要】本計画では、以下の内容を提起している。

<p>安全生産分野の改革を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上海市危険化学品区域化目録リスト管理制度を整備し、「上海市の禁止、制限、規制対象の危険化学品目録」を適時調整する。 ▪ 危険化学品企業の複数の証書一本化を推進する。 ▪ 危険化学品監督管理情報の所属地における報告、過程記録、追跡可能な管理を強化する。
<p>重点業種（分野）における監督管理を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路交通。道路輸送企業の安全主体责任を強化し、道路輸送企業の生産経営行為を規範化する。 ▪ 危険化学品。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危険化学品企業の調整・グレードアップ及び総数量のコントロールを厳格に実施する。 ➢ 工業園区外にある危険化学品使用企業を「化学工業園区に移転する」よう促す。 ➢ 危険化学品業における区域リスク評価及び早期警戒を常態化した体制を構築する。 ➢ 危険化学品業の電子ラベル、モノのインターネットなど新技術の応用を拡大し、危険化学品移動先情報のモニタリングシステムの応用を普及させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.shsafety.gov.cn/wcm.files/upload/CMS_AJJ/201702/201702091020057.pdf

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [《关于滥用知识产权的反垄断指南》公开征求意见](#)

日前，国务院反垄断委员会发布[《关于滥用知识产权的反垄断指南（征求意见稿）》](#)，向社会公开征求意见（截止日期为2017年04月21日）。

该征求意见稿共5章27条，包含一般问题、涉及知识产权的垄断协议、涉及知识产权的滥用市场支配地位行为、涉及知识产权的经营者集中以及涉及知识产权的其他情形等内容。简要介绍如下：

涉及知识产权的垄断协议
<ul style="list-style-type: none">包括联合研发、交叉许可、独占性回授、不质疑条款、标准制定等情形。设立安全港规则，明确经营者符合“具有竞争关系的经营者在相关市场的市场份额合计不超过20%”等3种条件之一的，通常不将其达成的涉及知识产权的协议认定为垄断协议，但有相反证据证明的除外。
涉及知识产权的滥用市场支配地位行为
<ul style="list-style-type: none">包括以不公平的高价许可知识产权、拒绝许可知识产权、涉及知识产权的搭售、涉及知识产权的附加不合理交易条件、涉及知识产权的差别待遇等情形。
涉及知识产权的经营者集中
经营者通过知识产权的转让和排他性许可可能取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。具体分析时，可以考虑以下因素： (一) 知识产权是否构成独立业务； (二) 知识产权在上一会计年度是否产生了独立且可计算的营业额； (三) 知识产权排他性许可的期限。
涉及知识产权的其他情形
<ul style="list-style-type: none">包括专利联营、禁令救济、著作权集体管理组织等情形。

(里兆律师事务所 2017年03月27日编写)

三、里兆解读

二、新着情報

● [「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」がパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国务院独占禁止委员会は、[「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン\(意見募集案\)」](#)を公布し、社会に意見を募集している(締切日は2017年4月21日である)。

本意見募集案は計5章27条であり、一般の問題、知的財産権に関する独占協定、知的財産権に関する市場支配的地位の濫用行為、知的財産権に関する事業者集中及び知的財産権に関するその他の状況などの内容が含まれる。以下の通り、簡潔に紹介する。

知的財産権に関する独占協定
<ul style="list-style-type: none">共同研究開発、クロスライセンス、独占的グランドバック、質疑提出阻止条項、基準制定などの状況が含まれる。セーフ・ハーバー規則を設け、次の内容を明確にした。事業者が「競争関係にある事業者の関連市場における市場占有率が合計で20%を超えない場合」など3つの条件のいずれか1つに該当する場合には、通常、事業者間で合意された知的財産権に関する協定を独占協定として認定しないが、反対証拠がある場合は除く。
知的財産権に関する市場支配的地位の濫用行為
<ul style="list-style-type: none">不公正な高価での知的財産権許諾、知的財産権許諾の拒否、知的財産権に関する抱き合わせ販売、知的財産権に関する不合理的な取引条件の付加、知的財産権に関する異なる取扱いなどの状況が含まれる。
知的財産権に関する事業者集中
事業者が知的財産権の譲渡及び排他的許諾を通じて、その他の事業者に対する支配権を取得し、又はその他の事業者に対し決定的影響を与えられることが可能である。具体的に分析する際には、以下の要素を考慮して行われる。 (一) 知的財産権は独立した業務であるかどうか。 (二) 知的財産権に関して前会計年度において個別で、計算できる売上高が発生したかどうか。 (三) 知的財産権の排他的許諾に関する期限。
知的財産権に関するその他の状況
<ul style="list-style-type: none">パテントプール、差止命令による救済措置、著作権集団管理組織などの状況が含まれる。

(里兆法律事務所が2017年3月27日付で作成)

三、里兆解説

● 新法令《国务院关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知》的简析

国务院于 2017 年 01 月 17 日出台的《关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知》（国发[2017]5 号）（以下简称“《通知》”）就“进一步扩大对外开放”、“进一步创造公平竞争环境”、“进一步加强吸引外资”三方面工作提出了二十项具体措施，这些措施意在为外商投资企业提供一个更加公平、优良的投资环境，降低外商投资的交易成本，对在华投资者而言，有一定积极导向作用。

1. 《通知》的发布背景

利用外资作为中国开放型经济体制的重要组成部分，在经济发展和深化改革的进程中发挥了积极作用。总体而言，中国吸引外资的国际投资环境得到国际社会相对正面的肯定：例如，根据联合国贸易和发展会议公布的《2016 世界投资报告》，中国位列 2015 年度流入外国直接投资最多的经济体第三位，仅次于美国和中国香港地区；再如，根据中国美国商会的调查研究表明，仍有超过 60% 的受访商会会员表示愿意将中国作为全球三大投资目的地之一。

但是，从中国商务部门公布的相关中国吸引外资的总量数据来看，近年来，中国吸引外商投资的趋势已逐渐减缓。这一趋势表明，中国境内的成本等优势正在逐步减弱，企业间的竞争也日趋激烈，为中国继续吸引外资进入增加了难度。

2. 《通知》的主要内容

《通知》分别从“进一步扩大对外开放”、“进一步创造公平竞争环境”、“进一步加强吸引外资工作”三方面提出共二十项具体措施。以下，我们概要提示如下：

(1) 进一步扩大对外开放

《通知》规定应当以开放发展理念为指导，修订《外商投资产业指导目录》（以下简称“《目录》”）及相关政策法规，提到放宽服务业、制造业等行业。2016 年 12 月 07 日，国家发改委、商务部会同有关部门已经着手对《目录》的修订工作，并就《目录》修订稿公开征求意见。截至本文完成日，《目录》修订后的正式版本尚未公布。

根据相关统计数据，服务行业占外资总量比例超过 70%，同时也是外资增量中较大的部分。服务行业的特点之一是行业分类全面且细致，中国对于较敏感的、涉及到国计民生的行业往往设定了较严格的准入限制。此次《通知》提到，要放宽对服务

● 新法令「対外開放を拡大し外資を積極的に利用することに關する若干措置について」の國務院による通知」の簡潔な分析

國務院が 2017 年 1 月 17 日に公布した「対外開放を拡大し外資を積極的に利用することに關する若干措置について」の通知（国発[2017]5 号）（以下「『通知』」という）では、「対外開放を一層拡大する」、「公平な競争環境を更に創出する」、「外資吸引作業を一層強化する」という三つの方面での作業について 20 項目の具体的な措置を提起している。当該措置は外商投資企業に対し、より公平で良好な投資環境を提供し、外国投資家の投資コスト削減を目的とするものであり、中国における外国投資家の背中を押す役割を果たすことが期待される。

1. 「通知」の公布に至った背景

外資利用は中国開放型経済体制の重要な構成部分として、経済発展及び改革推進の過程において積極的な役割を果たしている。全体的には、中国の外資誘致に関する国際的な投資環境は、国際社会から肯定的な評価を得ている。例えば、国連貿易開発会議が発表した「2016 世界投資報告書」によれば、中国は 2015 年度の外国直接投資流入の最も多い経済実体の中で、米国、中国香港地区に次いで第三位となった。また、中国米国商会の調査研究では、インタビューを受けた会員の 60% 以上が中国を世界 3 大投資目的地の一つとして考えていることがわかった。

但し、中国商務部門が公表した中国外資吸引の合計数値を見ると、ここ数年、中国の外国投資家の誘致は徐々に減速していく傾向にある。これは中国国内のコストなどの優位性が少しずつ失われていき、企業間競争も日増しに激しくなることで、中国の継続的な外資吸引の難度が高まっていることを表明している。

2. 「通知」の主な内容

「通知」は、「対外開放を一層拡大する」、「公平な競争環境を更に創出する」、「外資吸引作業を一層強化する」という三つの方面から、計 20 項目の具体的な措置を提起している。その概要について、以下、簡潔に紹介する。

(1) 対外開放を一層拡大する

「通知」の規定によると、開放・発展理念を指針とし、「外資投資産業指導目録」（以下「『目録』」という）及び関係政策法规を改正し、サービス業、製造業などの業種に対する制限を緩和することを提起している。2016 年 12 月 7 日に、国家發展改革委員会、商務部が関係部門と共同で「目録」の改正作業に着手し、「目録」改正案についてパブリックコメントを募集している。本稿作成時点で、「目録」改正後の正式版はまだ公布されていない。

係る統計データによると、サービス業が外資の合計数値に占める比率は 70% を超え、また外資増加に占める大きな部分でもある。サービス業の特徴のひとつに、業種の分類が細かく、広範囲にわたることが挙げられるが、中国では、センシティブで、国の経済と人々の暮らしに係る

業の外資准入,而金融行业要放宽银行类金融机构、证券公司、证券投资基金管理公司、期货公司、保险机构、保险中介机构外資准入限制,是首当其冲的改革目标。另外,电信、互联网、文化、教育、交通运输等中国政府部门限制较严格的行业也在《通知》中提到将有序开放。

另外,《通知》对制造业的准入限制进行了较多的规定。中国商务部门的相关数据显示,中国制造业整体吸引外資呈下降趋势,其中劳动密集型制造业下降趋势较为明显,例如,纺织业下降了32%左右。但是,对于高技术制造业类有一定幅度增长。为鼓励制造业企业的发展,《通知》规定降低传统制造行业(如摩托车制造等)的准入限制;同时,针对高新技术产业的发展,《通知》规定内外资企业将同时适用“中国制造2025”战略政策措施,这意味着对于将来投资高端制造、智能制造、绿色制造等行业的外商投资企业,相比传统制造业可以享受更多的政策方面的优惠。

(2) 进一步创造公平竞争环境

实践中,不少地方政府针对外商投资企业和内资企业实行双重审批标准。例如,针对同一审批事项,外商投资企业审批时限要长于内资企业;针对同样的招标项目,外商投资企业可能要面临更多的审查条件,等等。对此,《通知》要求按照《国务院关于在市场体系建设中建立公平竞争审查制度的意见》(国发[2016]34号)规定进行公平竞争审查,各地区各部门要严格贯彻执行国家政策法规,不得擅自增加对外商投资企业的限制,以确保外商投资企业和内资企业能够公平竞争。

另外,随着外商投资企业的经营活动范围的拓展,以及中国政府部门对知识产权保护日益重视,为保证外商投资企业在华知识产权得到合法合理的保护,《通知》规定将来要加强知识产权对外合作机制建设,推动相关国际组织在中国设立知识产权仲裁和调解分中心。不过,由于知识产权保护制度的建设需要国内、国际多方面组织机构的配合,知识产权保护制度的完善预计还需要经历漫长且坎坷的过程。

(3) 进一步加强吸引外資工作

《通知》规定,允许地方政府在法定权限范围内制定出台招商引资优惠政策,支持对就业、经济

業種に対し,かなり厳しい参入制限が設定されることが往々にある。今回の「通知」によると,サービス業への外資参入を緩和すること,そして金融業界においては,銀行類金融機構、証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、保険機構、保険ブローカー機構への外資参入の制限を緩和することが,最優先して行うべき改革目標であるとしている。また,電信、インターネット、文化、教育、交通輸送などの中国政府部门による制限が厳しい業種についても,秩序立てて自由化していくことが「通知」で言及されている。

また,「通知」では,製造業の参入制限について多くの規定が設けられている。中国商務部門の関係データによれば,中国製造業における外資吸引は全体的に下降傾向を示しており,そのうち,労働集約型製造業の下降傾向がやや顕著である。例えば,紡織業の場合,およそ32%減少している。一方,ハイテク製造業の場合,幾分増えている。製造業企業の発展を奨励するために,「通知」では,伝統的製造業(例えば,オートバイ製造など)への参入制限を緩和すると規定している。同時に,ハイテク技術産業の発展に対して,「通知」では内資・外資企業に対し「中国制造2025」戦略政策措置が同時に適用されると規定しており,これは将来的に,ハイエンド製造、インテリジェント製造、エコ製造などの業種に投資する外商投资企业にとっては,伝統的製造業より多くの政策上の優遇が得られることを意味するものである。

(2) 公平な競争環境を更に創出する

実践において,外商投资企业と内资企業に対し,審査許可におけるダブルスタンダードを実施している地方政府は少なくない。例えば,同一の審査許可事項について,外商投资企业の場合,審査許可期間が内资企業よりも長かったり,同じ入札プロジェクトであるのに,外商投资企业に課される審査条件の方が相対的に多いなど,である。これに対し,外商投资企业と内资企業が公平に競争できるよう,「通知」では,「市場体系の構築において公正競争審査制度を築くことに関する国务院の意見」(国発[2016]34号)の規定に従い,公正な競争審査を行い,各地区、各部門は国の政策・法規を厳格に貫徹し,実施しなければならず,外商投资企业に対する制限をみだりに増やしてはならないとしている。

また,外商投资企业の経営活動範囲が拡大し,中国政府部门が知的財産権の保護を日増しに重要視していることを受け,外商投资企业の中国における知的財産権が適法且つ合理的に保護されるよう,「通知」では,将来的に,知的財産権の対外提携メカニズムの構築を強化し,係る国際組織による中国での知的財産権仲裁・調停の支部センターの設立を推進していかなければならないと規定している。ただし,知的財産権保護制度を構築するには,国内、海外における複数の組織・機構の協力を得なければならないため,知的財産権保護制度を整備するには,更に長く困難な道を経なければならないと思われる。

(3) 外資吸引作業を一層強化する

「通知」によれば,地方政府が法定の権限範囲内で企業誘致のための優遇措置を制定・公表することを認

发展、技术创新贡献大的项目，降低企业投资和运营成本，依法保护外商投资企业及其投资者权益，营造良好的投资环境，这是此次《通知》广受关注的政策。2014年以前，为了鼓励地方政府吸引外商投资，地方政府有权在国家允许范围内对外商投资企业给予税收、非税收和财政支出等方面优惠政策。该政策在一定程度上扰乱了市场秩序，为此，国务院颁布了多份文件对此进行回调和修正。而今《通知》再次提到允许地方政府在法定权限内制定出台招商引资优惠政策，对外商投资企业来说总体上是项利好。但是，由于“法定权限”的范围还是较为模糊，实践中，优惠政策的可能涉及哪些领域、优惠政策的幅度如何，是否能够为外商投资企业带来实际利益，目前还无法判断，需要结合各地方政府后续尝试情况才能逐步清晰和明确起来。

除此之外，还值得注意的是，《通知》针对外商投资企业适用的西部税收优惠政策，提出了修订《中西部地区外商投资优势产业目录》。该目录的修订，可能扩大中国西部地区的外商投资优势产业的范围，这也意味着对于外商投资企业而言，有更多的产业可以因此享受相应的所得税优惠政策。据悉，修订后的《中西部地区外商投资优势产业目录》正式稿有望在今年内出台。

3. 《通知》对企业的影响

律师注意到，由国务院这一中国最高国家行政机关发布的以“对外开放”以及“利用外资”为标题发布的适用于外商投资整体政策（不含针对某个地域、某个行业领域的专项政策）的法令，分别是1993年发布的《国务院关于加强利用外资工作的指示》、1998年发布的《国务院关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知（中发[1998]6号）》、2010年发布的《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见（国发〔2010〕9号）》以及此次的《通知》。因此，《通知》的重要性不言而喻。

当然，需提醒企业注意的是，《通知》的内容多是原则性和指导性的，具体措施仍有赖于后续相关政府主管部门出台配套政策文件等予以逐步落实（也有个别措施目前已经在试点实施等），因此，建议企业继续关注后续相关配套政策（包括正在密集出台的中国各行业各领域的细化的“十三五”规划、以及从2015年征求意见至今无果的《外国投资法》等）的出台和实施。

（里兆律师事务所 2017年03月24日编写）

め、就業、経済発展、技術革新への貢献の大きなプロジェクトを支持し、企業の投資・運営コストを削減し、法に依拠して外商投資企業及びその投資家権益を保護し、良好な投資環境を創出するとしているが、これは今回の「通知」について広く注目されている政策である。2014年までは、地方政府による外資誘致を奨励するため、地方政府は、国が認める範囲以内で、税収、非税収及び財政支出の方面において外商投資企業に優遇措置を与える権限をもっていた。当該政策は、多かれ少なかれ市場の秩序を乱すものであったため、国务院は幾つもの文書を公表し、これを調整し改めた。一方、今回の「通知」では、地方政府が法定の権限内で企業誘致のための優遇措置を制定・公表することを認めることについて再び言及されており、全体的に見て、外商投資企業にとっては利のある措置であるものの、「法定の権限」という範囲がやや不明瞭であるため、実践において、優遇措置がどのような分野に及ぶのか、優遇措置の度合いはどうであるのか、外商投資企業に実質的な利益をもたらす得るのかは、現時点でまだ判断できず、今後、各地方政府での試行状況を踏まえながら、徐々に鮮明かつ明確になってくるものであらうと思われる。

また、このほかに注意に値することとして、「通知」では、外商投資企業に適用される西部での税収優遇措置について、「中西部地区外商投資優勢産業目録」の改正を提起している。当該目録の改正は、中国西部地区での外国投資にとって優位性のある産業範囲の拡大につながると思われ、これは外商投資企業にとって、より多くの産業が所得税優遇措置を享受できることを意味するものでもある。情報筋によると、改正後の「中西部地区外商投資優勢産業目録」正式版は本年度中に公表される見込みである。

3. 「通知」が企業に与える影響

筆者が把握するところでは、中国の最高国家行政機関である国务院が、「対外開放」及び「外資利用」を見出しとして公表した、外国投資に関する全体政策（特定地域、特定業種を対象とする個別政策は含まない）に適用される法令は、1993年に公布された「外資利用作業の強化に関する国务院による指示」、1998年に公布された「対外開放を拡大し外資を積極的に利用することに関する若干措置についての国务院による通知（中発[1998]6号）」、2010年に公布された「外資利用作業を一層貫徹することに関する国务院による若干意见（国発[2010]9号）」及び今回の「通知」である。従って、「通知」の重要性は言うまでもない。

勿論、企業にとって注意すべき点としては、「通知」の多くの内容は原則的、指導的なものであり、具体的な措置は、今後、関係政府主管部門が関連政策・文書などを公表することによって徐々に実施されることになる（現時点で、一部措置の試行などがすでに行われている）。よって、その後の関連政策（今相次いで公表している中国各業種、各分野を細分化する「第13次五年計画」、及び2015年にパブリックコメントを募集したままとなっている「外国投資法」などを含む）の公表及び実施について引き続き注目していく必要がある。

（里兆法律事務所が2017年3月24日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《反不正当竞争法》的修改
- 《民法总则》
- 高尔夫球场会员权案件

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「不正当竞争防止法」の改正
- 「民法総則」
- ゴルフ場会員権案件